

大口町告示第24号

大口町特定教育・保育施設等副食費無償化事業給付金支給要綱の一部を改正する
要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町特定教育・保育施設等副食費無償化事業給付金支給要綱の一部
を改正する要綱

大口町特定教育・保育施設等副食費無償化事業給付金支給要綱（令和7年大口町
告示第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定子ども・子育て支援施設」を「特定子ども・子育て支援施
設等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町特定教育・保育施設等副食費無償化事業給付金支給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設 法第30条の11第1項に規定する<u>特定子ども・子育て支援施設等</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援施設 法第30条の11第1項に規定する<u>特定子ども・子育て支援施設</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>